

大和市告示第 158 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり広告物等を保管した。

平成 28 年 8 月 12 日

大和市長 大 木 哲

1 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類等

保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類	数量	放置されていた場所	除却年月日	保管開始日
はり札	1	大和市中心林間五丁目 1 番	平成 28 年 8 月 9 日	告示の日

2 保管期間

告示の日の翌日から起算して 2 日間

3 保管場所

大和市下鶴間一丁目 1 番 1 号 大和市街づくり計画部街づくり推進課

4 返還手続

(1) 返還場所

前項の保管場所

(2) 返還日時

保管期間の午前 8 時 30 分から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(3) 持参するもの

受領書（大和市屋外広告物条例施行規則（平成 19 年大和市規則第 88 号）第 7 号様式）、
当該広告物等の所有者であることを証明するもの及び印鑑

5 連絡先

大和市街づくり計画部街づくり推進課